

## 別紙 8 農作業安全総合対策推進

### 第 1 事業の実施方針

農作業事故による死亡者数は近年減少傾向にあるものの年間 300 人程度で推移しており、就業者当たりの死亡事故発生率は他産業に比べて高い状況が継続している。農作業事故を減少させるためには、農業者や農業者を取り巻く地域が農作業事故を「自分ごと」「自分たちごと」として捉え、その安全意識を向上させていくことが必要である。

そのため、本事業では、より実効性のある農作業安全対策を推進するため、農作業事故に係る原因・影響を調査分析し、農作業事故防止に向けた効果的な啓発資料を作成にするとともに、地域の推進組織における農作業安全対策の活性化に向けた支援を行うものとする。

### 第 2 事業の内容

本事業は、以下の 1 から 3 までの事業から構成される。

- 1 農作業事故に係る原因・影響分析調査  
Ⅰに定めるとおりとする。
- 2 農作業安全に係る都道府県推進組織等  
Ⅱに定めるとおりとする。
- 3 農作業安全に係る民間（推進）団体への支援  
Ⅲに定めるとおりとする。

# I 農作業事故に係る原因・影響分析調査

## 第1 事業の内容

### 1 事業の取組内容

農業者や農業者を取り巻く地域が、農作業事故を「自分ごと」「自分たちごと」として認識することができるよう、農作業事故に係る原因及び影響を調査・分析し、それを踏まえた効果的な啓発資料を作成する。

#### (1) 農作業事故に係る原因及び影響の把握

農作業事故における以下のア～カに係る具体的な情報を収集し、原因及び影響を把握する。調査に当たっては、過年度の本事業により整理した既存の事故事例等を活用するとともに、被災者や遺族の理解を得ながら、可能な限り、現地調査や聞き取り等を実施する。なお、調査先の選定に当たっては地域、作目、経営規模等に偏りが生じないように留意するものとする。

ア 農作業事故発生時の事故形態（転落・転倒、はさまれ等）

イ 機械の状況（機械の種類、型式、安全装置の有無等）

ウ 事故者の状況（作業状況、事故時の挙動、年齢、経験年数、雇用の有無、負傷の程度等）

エ 周辺環境（天候、発生場所、傾斜・段差の有無等）

オ 事故後の農業経営・地域社会への影響（休業日数、農作業への影響、収益への影響、経営状況の変化等）

カ その他農作業事故の原因及び影響を分析するために必要な調査（農業者の作業安全への取組状況等）

#### (2) 農作業事故に係る原因・影響分析

(1)の調査結果を踏まえ、農作業事故に係る原因を多角的に分析し、体系化を図るとともに、農作業事故が農業経営や地域社会に及ぼした影響について、傾向を整理するなど定量的に分析する。なお、分析に当たっては、農作業安全に係る専門家の助言を得るものとする。

#### (3) 農作業事故防止の啓発資料の作成・普及

(1)及び(2)の調査・分析結果をとりまとめ、研修等を通じた農業者への啓発に用いることができる資料を作成するとともに、ホームページへの掲載等を通じ、広く活用可能なものとして公表するものとする。

## 2 補助要件

事業実施主体は、次に掲げる要件を満たす者とする。

(1) 本事業を行う意思及び具体的計画並びに本事業を的確に実施できる能力を有すること。

(2) 本事業に係る経理その他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有し、定款、役員名簿、団体の事業計画書・報告書、収支決算書等（これらに係る定めのない団体にあつては、これに準ずるもの。）を備えていること。

(3) 日本国内に所在し、補助事業全体及び交付された補助金等の適正な執行に関し、責任を持つことができること。

(4) 事業により得られた成果（以下「事業成果」という。）について、公共の用に供することを認めること。

- (5) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

### 3 成果目標の設定

- (1) 成果目標は以下の項目とする。
- 1 (3) の啓発資料を1種類以上作成すること。
  - (2) 目標年度は事業実施年度とする。

### 4 募集方法

本事業は、本要領本体第3の1(2)イに基づく追加公募は行わないものとする。

### 5 審査基準

本要領別表4の2の審査基準の評価項目は以下のとおりとする。

#### (1) 実施に向けた計画性

- ア 1(1)について、調査の実施に当たって適切な体制が構築されているか。
- イ 1(1)について、調査先の選定に当たって適切な候補が提案されているか。
- ウ 1(1)について、調査の円滑な実施のための適切な調査方法やスケジュールが提案されているか。
- エ 1(2)について、分析結果の確認等に関して、助言を得る専門家を提案しているか。
- オ 1(3)について、啓発資料の作成や農業者への普及に当たり効果的な方法が提案されているか。

#### (2) 農業者等への効果的な啓発・指導の観点からの創意工夫（実現が見込まれるものに限る。）が提案されているか。

- ア 5つ以上提案されている
- イ 4つ提案されている
- ウ 3つ提案されている
- エ 2つ提案されている
- オ 1つ提案されている

## 第3 事業実施計画等

- 1 事業実施主体は、本要領本体第5の1に基づき、別添1により事業実施計画を作成し、農産局長に提出するものとする。
- 2 事業実施期間は、本要領本体第3の1(3)に基づく審査の結果、採択された年度内とする。

## 第4 点検評価等

- 1 事業実施主体は、本要領本体第6の1及び第7の1(1)に基づき、実施状況及び自己評価を別添2により農産局長に報告するものとする。
- 2 農産局長は、本要領本体第7の1(2)に基づく点検評価の実施及び(4)に基づく評価結果の公表は、別添3により行うものとする。

## 第5 その他

### 1 事業成果等の提出

事業実施主体は、事業成果に係るデータ等を事業実施状況の報告とともに電子媒体により提出するものとする。

### 2 事業成果等の公表

事業実施主体は、事業成果について、個人情報等に係るものを除き、新聞、図書、雑誌、論文等の出版物やインターネット等において速やかに公表するものとする。

なお、事業成果等の公表に際しては、本事業の成果であることを明示するものとする。

### 3 事業成果等の普及

事業実施主体は、国が本事業の成果について普及を図ろうとするときは、これに協力するものとする。

### 4 事業成果等の帰属

本事業により取得した試験調査実績等の事業成果等は、事業実施主体に帰属するものとする。ただし、2の公表後は、公共の用に供することを妨げないものとする。

## Ⅱ 農作業安全に係る都道府県推進組織等への支援

### 第1 事業の内容

#### 1 事業の取組内容

農作業中の死亡事故のうち、農業機械作業に係るものが約7割を占めていることから、農業機械の適切な使用促進等の普及啓発を図るため、都道府県段階の推進組織等が、農業者に対し、以下に掲げる農作業安全に係る実践的な研修を行う場合、当該研修実施に係る費用を支援する。

- (1) 農業機械の適切な点検・整備に関する実技講習
- (2) 農業機械の適切な使用方法に関する実技講習
- (3) その他農作業安全に係る実践的な講習

なお、既に協議会又はその構成員が自ら実施している類似の取組に代えて行ってはならない。

#### 2 補助対象経費

- (1) 交付限度額は、1協議会当たり30万円とする。
- (2) 既に協議会が多く都道府県において設置され、農作業安全対策の推進に活用されている状況を踏まえ、1に係る補助対象経費は、その実施に際して新たに必要となる経費に限るものとし、協議会の開催に係る基本的な費用は対象外とする。

#### 3 成果目標の設定

成果目標は以下のとおりとし、目標年度は事業実施年度とする。なお、これらに加え、協議会における既存の取組状況を踏まえ、独自の成果目標を設定することができる。

- (1) 地域における研修結果等を踏まえ、協議会として実践的な研修実施に対応した研修体制が構築されているかを検討すること。
- (2) (1)の内容を踏まえ、次年度以降の取組内容及びそれに係る構成員の役割分担を検討すること。

### 第2 事業実施計画等

- 1 協議会又は協議会の構成員は、本事業を実施しようとするときは、協議会の全ての構成員の了解を得た上で、別添4の事業採択申請書に別添5の事業実施計画を添えて、事業実施年度の5月末日及び必要に応じ別途農産局長が指定する期日までに地方農政局長（北海道にあっては北海道農政事務局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）に提出するものとする。

なお、協議会の設置が予定されているものの、提出期限までに設置が困難な場合には、当該協議会の構成員となる予定の者が申請できるものとする。

- 2 地方農政局長は、申請者から提出された事業実施計画が第1の内容を満たしているかを審査の上、適当と認めるときは、申請者に採択通知書を交付するものとする。

### 第3 点検評価等

- 1 事業実施主体は、本要領本体第6の1及び第7の1(1)に基づき、実施状況及び自己評価を別添6により地方農政局長に報告するものとする。
- 2 地方農政局長は、本要領本体第6の3に基づき事業実施主体に対する指導を行っ

たときは、速やかにその内容を農産局長に報告するものとする。

- 3 地方農政局長は、本要領本体第7の1(2)に基づく点検評価の実施及び(4)に基づく評価結果の公表は、別添7により行うものとする。

#### 第4 その他

- 1 事業実施主体は、事業により得られた以下の成果物がある場合、それらを事業実施状況の報告とともに電子媒体により提出し、併せて協議会の構成員のホームページ等において公表するものとする。

なお、公表に際しては、本事業の成果であることを明示するものとする。

(1) 新たな啓発資材を作成した場合、当該啓発資材

(2) 研修の実施概要(写真を含む)

- 2 1の成果物に関し、農林水産省ホームページにおいて紹介する場合がある。

### Ⅲ 農作業安全に係る民間（推進）団体への支援

#### 第1 事業の内容

##### 1 事業の取組内容

###### (1) 研修事例の収集・整理

Ⅱで実施された都道府県段階の推進組織等における研修実施状況等、地域の特色ある農作業安全に係る推進活動の事例について情報収集を行い、当該事例等を踏まえ、他地域の推進組織において活用が可能となるように、効果的な研修の実施手法を整理する。

なお、研修の実施手法の整理に当たっては、農作業安全に係る専門家の助言を得るものとする。

###### (2) 研修実施手法の展開・研修実施

(1)で整理した研修実施手法について、都道府県段階の推進組織等への共有を図るとともに、事業実施主体自らが当該研修手法を用いて、農作業講習会、座談会、農業機械の展示会等の場を活用しつつ、農業者や農作業安全に関する指導者に対する研修を実施する。

##### 2 補助要件

事業実施主体は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 本事業を行う意思及び具体的計画並びに本事業を的確に実施できる能力を有すること。
- (2) 本事業に係る経理その他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有し、定款、役員名簿、団体の事業計画書・報告書、収支決算書等（これらに係る定めのない団体にあつては、これに準ずるもの。）を備えていること。
- (3) 日本国内に所在し、補助事業全体及び交付された補助金等の適正な執行に関し、責任を持つことができること。
- (4) 事業により得られた成果（以下「事業成果」という。）について、公共の用に供することを認めること。
- (5) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

##### 3 成果目標の設定

- (1) 成果目標は以下の全ての項目とする。
  - ア 1(1)の事例を5事例以上収集すること。
  - イ 1(2)の農業者に対する研修を10回以上実施すること。
- (2) 目標年度は事業実施年度とする。

##### 4 募集方法

本事業は、本要領本体第3の1(2)イに基づく追加公募は行わないものとする。

##### 5 審査基準

本要領別表4の2の審査基準の評価項目は以下のとおりとする。

- (1) 実施に向けた計画性

- ア 実施に当たって適切な体制が構築されているか。
  - イ 円滑な実施のための適切なスケジュールが提案されているか
  - ウ 1（1）について、事例収集の選定に当たり適切な候補が提案されているか。
  - エ 1（1）について、実施手法の整理に当たり、今後の普及性を考慮した提案となっているか。
  - オ 1（2）について、農業者等への研修実施に当たり効果的な方法が提案されているか。
- (2) 農業者等への効果的な啓発・指導の観点からの創意工夫（実現が見込まれるものに限る。）が提案されているか。
- ア 5つ以上提案されている
  - イ 4つ提案されている
  - ウ 3つ提案されている
  - エ 2つ提案されている
  - オ 1つ提案されている

### 第3 事業実施計画等

- 1 事業実施主体は、本要領本体第5の1に基づき、別添8により事業実施計画を作成し、農産局長に提出するものとする。
- 2 事業実施期間は、本要領本体第3の1（3）に基づく審査の結果、採択された年度内とする。

### 第4 点検評価等

- 1 事業実施主体は、本要領本体第6の1及び第7の1（1）に基づき、実施状況及び自己評価を別添9により農産局長に報告するものとする。
- 2 農産局長は、本要領本体第7の1（2）に基づく点検評価の実施及び（4）に基づく評価結果の公表は、別添10により行うものとする。

### 第5 その他

- 1 事業成果等の提出  
事業実施主体は、事業成果に係るデータ等を事業実施状況の報告とともに電子媒体により提出するものとする。
- 2 事業成果等の公表  
事業実施主体は、事業成果について、個人情報等に係るものを除き、新聞、図書、雑誌、論文等の出版物やインターネット等において速やかに公表するものとする。  
なお、事業成果等の公表に際しては、本事業の成果であることを明示するものとする。
- 3 事業成果等の普及  
事業実施主体は、国が本事業の成果について普及を図ろうとするときは、これに協力するものとする。
- 4 事業成果等の帰属  
本事業により取得した試験調査実績等の事業成果等は、事業実施主体に帰属する

ものとする。ただし、2の公表後は、公共の用に供することを妨げないものとする。

(別添1)

番 号  
年 月 日

農林水産省農産局長 殿

所在地  
団体名  
代表者 氏 名

### 事業採択<sup>※1</sup>申請書

令和4年度持続的生産強化対策事業のうち農作業安全総合対策推進（農作業事故に係る原因・影響分析調査）を実施したいので<sup>※1</sup>、持続的生産強化対策事業実施要領（令和4年4月1日付け3農産第3175号農林水産省農産局長通知）別紙8のI第3の規定に基づき、関係書類を添えて（変更承認）<sup>※1</sup>申請する。

なお、事業実施計画に関する担当者は下記のとおり。

### 記

（担当者）  
所属・役職  
担当者氏名  
電話番号 平日9:00～17:00に連絡可能な電話番号を記載  
FAX番号  
Eメール

### 添付書類

- (1) 事業実施計画（別添1参考様式に沿って作成すること。）
- (2) 会社概要、定款（又は規約）、業務方法書など応募団体の活動の内容がわかる資料
- (3) 直近の総会資料（財務諸表を添付すること。）
- (4) 過去の農林水産省等の国庫補助事業の取組に関する資料（様式任意）
- (5) 必要な経費の配分について各費目の細目ごとに積算基礎等詳細に分かる資料（様式任意）
- (6) 実施計画書の記述内容を補完する資料、関係資料（様式任意、提出可能のもので可）
- (7) 添付書類のうち(2)(3)について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる

※1：重要な変更に伴う事業実施計画の変更承認申請を行う場合は、「採択」を「実施計画変更承認」と、「を実施したいので」を「の事業実施計画を変更したいので」と記載すること

。

(別添 1 参考様式)

令和 年度持続的生産強化対策事業

農作業安全総合対策推進  
(農作業事故に係る原因・影響分析調査)  
事業実施計画

事業実施年度： 令和 年度

事業実施主体名：

第1 事業計画

1 実施スケジュール

項目	実施時期	実施内容
(1) 農作業事故に係る原因及び影響の把握	月～ 月	
	月～ 月	
	月～ 月	
(2) 農作業事故に係る原因・影響分析	月～ 月	
	月～ 月	
	月～ 月	
(3) 農作業事故防止の啓発資料の作成・普及	月～ 月	
	月～ 月	
	月～ 月	

※適宜、行を追加して記入すること。

2 実施内容の詳細

項目	項目別の詳細	効果的な実施の観点からの創意工夫
(1) 農作業事故に係る原因及び影響の把握	<想定する実施体制> <想定する調査先候補・調査項目> <想定する調査方法・スケジュール>	
(2) 農作業事故に係る原因・影響分析	<想定する分析方法> <助言を得る専門家>	
(3) 農作業事故防止の啓発資料の作成・普及	<想定するコンテンツの概要>	

※適宜、行を追加して記入すること

## 第2 成果目標

成果目標	
事後評価の検証方法	

※公募要領における成果目標は遵守すること。

## 第3 実施体制

所属・役職名	氏名	業務分担	備考

※業務分担については、第1の事業計画と整合性をとること。

※適宜、行を追加して記入すること。

第4 経費の配分及び負担区分

区 分	費 目	事業に要する経費 (又は要した経費) (A) + (B) + (C)円	負 担 区 分			経費の内容及び内訳	備考
			国庫補助金(A)円	自己資金(B)円	その他(C)円		
(1) 農作業事故に係る原因及び 影響の把握							
(2) 農作業事故に係る原因・影 響分析							
(3) 農作業事故防止の啓発資料 の作成・普及							
合 計							

※「費目」の欄には、本要領本体別表1の8(1)の補助対象経費の範囲の費目ごとに経費を分類し記入すること。

※「備考」の欄には、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」と記入すること。

※適宜、行を追加して記入すること。

第5 事業実施体制

申請者 (事業代表者)	氏名	
	所属機関	
	所属部署	
	職名	
	所在地	〒
	TEL	
	FAX	
	メールアドレス	
	過去の類似事業の実績	実施時期及び概要を記入
関係機関との連携体制 (フロー図等)	事業実施主体内の体制と関係機関との連携関係を記入	

(注) 事業実施体制が分かる図などの添付も可。

(参考)

専門用語の説明

用語	説明

(別添2)

番 号  
年 月 日

農林水産省農産局長 殿

所在地  
団体名  
代表者 氏 名

令和〇年度持続的生産強化対策事業のうち農作業安全総合対策推進  
(農作業事故に係る原因・影響分析調査)  
実施状況報告書兼自己評価報告書

持続的生産強化対策事業実施要領(令和4年4月1日付け3農産第〇〇号農林水産省農産局長通知)第6及び第7の規定により下記のとおり報告する。

記

第1 事業実施状況報告書

別添のとおり。(別添2参考様式に沿って作成すること。)

第2 自己評価

成果目標の達成状況	
その他事業の実施による効果	
実施に際し改善すべきと感じた事項	
総合評価	A : 計画以上の成果が見られる B : 計画どおりの成果が見られる C : 計画どおりの成果が見られない
総合所見	

(別添2参考様式)

令和 年度持続的生産強化対策事業

農作業安全総合対策推進  
(農作業事故に係る原因・影響分析調査)  
実施状況報告書

事業実施年度： 令和 年度 (業務完了日：令和 年 月 日)

事業実施主体名：

以下の点に留意しつつ、事業実施計画の様式に準じて作成すること

- ・「第1 事業計画」は、「第1 事業実績」として取組内容の全ての実績を記載すること
- ・「第2 成果目標」は、「第2 成果目標に対する実績」として目標及びそれに対する実績を併記すること
- ・「第3 実施体制」は、変更があった部分に下線を引くこと
- ・「第4 経費の配分及び負担区分」は、決算ベースで記載すること
- ・「第5 事業実施体制」は、変更があった部分に下線を引くこと
- ・事業成果に係るデータ等を添付すること

(別添3)

令和〇年度持続的生産強化対策事業のうち農作業安全総合対策推進  
(農作業事故に係る原因・影響分析調査)

事業評価票

事業実施主体名		
事業費 (円)	〇〇〇円 (うち国費〇〇〇円)	
具体的な取組内容		
成果目標の達成状況	成果目標とそれに係る取組結果	達成状況
総合評価	A : 計画以上の成果が見られる	
	B : 計画どおりの成果が見られる	
	C : 計画どおりの成果が見られない	
総合所見		

<記載要領>

- 1 事業費は決算額を記入する。
- 2 総合評価欄には、評価観点ごとの所見欄を踏まえて、A、B又はCのいずれかに○を付ける。
- 3 総合所見欄には取組全体について総合的な所見を記載する。

(別添4)

番 号  
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長  
農林水産省北海道農政事務所長  
内閣府沖縄総合事務局長

殿

申請者

事業採択申請書

令和〇年度持続的生産強化対策事業のうち農作業安全総合対策推進（農作業安全に係る都道府県推進組織等への支援）を実施したいので、持続的生産強化対策事業実施要領（令和4年4月1日付け3農産第3175号農林水産省農産局長通知）別紙8のⅡ第2の規定に基づき、事業実施計画を添えて申請する。

(別添5)

事業実施計画

協議会の名称 ※ <sup>1</sup>		設置年月	
協議会の構成員 ※ <sup>2</sup>			
取組内容の詳細	1. 農業機械の適切な点検・整備に関する実技講習：○件 2. 農業機械の適切な使用方法に関する実技講習：○件 3. その他農作業安全に係る実践的な講習：○件		
概算事業費	○万円（うち、助成要望額：○万円） <委託費が含まれる場合、その内容及び概算金額> ○○○○ <要件チェック用> <input type="checkbox"/> 協議会の開催に係る基本的な費用は計上していない。 <input type="checkbox"/> 協議会の構成員が自ら実施しているものから代えて行うものではない。		
独自の成果目標 ※ <sup>3</sup>			

※1 協議会に関する規程（設置要領等）を添付すること。申請時点で協議会が設置されていない場合は、予定を記載。ただし、全ての構成員となる予定の者の了解を得た上で申請すること。

※2 個人の氏名を記載する必要はない。

※3 別紙8-II第1の3に規定する独自の成果目標を記載。無い場合は、「なし」と記載。

(別添6)

番 号  
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長  
農林水産省北海道農政事務所長  
内閣府沖縄総合事務局長

殿

申請者

令和〇年度持続的生産強化対策事業のうち農作業安全総合対策推進（都道府県段階での農作業事故情報の分析等）実施状況報告書兼自己評価報告書

持続的生産強化対策事業実施要領（令和4年4月1日付け3農産第3175号農林水産省農産局長通知）第6及び第7の規定に基づき、下記のとおり報告する。

#### 記

#### 第1 実施期間<sup>※1</sup>

〇年〇月〇日（〇〇）～〇年〇月〇日（〇〇）

#### 第2 具体的な取組内容

- 1 農業機械の適切な点検・整備に関する実技講習（該当する場合）
- 2 農業機械の適切な使用方法に関する実技講習（該当する場合）
- 3 その他農作業安全に係る実践的な講習（該当する場合）

#### 第3 事業費（決算額）

〇〇〇円（うち国費〇〇〇円）

【内訳（費目）】

#### 第4 事業の成果

- 1 地域における研修結果等を踏まえ、協議会として重点的に実施すべき実践的な研修内容、対象者
- 2 1に対応した構成員となっているかの検討結果

3 次年度以降の取組内容及びそれに係る構成員の役割分担の検討結果

4 独自に設定した成果目標に対する成果（該当する場合）

第5 総合所見 ※<sup>2</sup>

第6 その他 ※<sup>3</sup>

※1 かつこ内には、開始日と終了日の根拠となる事項を記載すること。

※2 成果目標に関するもの以外の視点を含め、本事業の実施を通じて得られた成果や課題を中心に記載すること。

※3 申請時点で協議会が設置されていなかった場合に当該協議会の概要を記載するなど、事業実施計画に盛り込めなかったものや計画からの変更事項を記載すること（重要な変更を除く。）。

（注）成果品がある場合は添付すること。

(別添7)

令和〇年度持続的生産強化対策事業のうち農作業安全総合対策推進  
(農作業安全に係る都道府県推進組織等への支援)  
事業評価票

事業実施主体名 (協議会及び代表者)		
事業費 (円)	〇〇〇円 (うち国費〇〇〇円)	
具体的な取組内容		
成果目標の 達成状況	成果目標	達成状況
	(1) 地域における研修結果等を踏まえ、協議会として実践的な研修実施に対応した研修体制が構築されているかを検討する。	適切に検討されている ・ 検討が不十分である 【コメント】
	(2) (1)の内容を踏まえ、次年度以降の取組内容及びそれに係る構成員の役割分担を検討する。	適切に検討されている ・ 検討が不十分である 【コメント】
	(3) (独自に設定した成果目標がある場合に記載)	(成果目標に見合った達成状況の有無を記載)
総合所見		

注) 地方農政局長等は、本要領本体第7の1(4)に基づき点検評価結果を農産局長に報告するときは、本様式に当該事業実施主体に係る別添6を添付すること。

(別添8)

番 号  
年 月 日

農林水産省農産局長 殿

所在地  
団体名  
代表者 氏 名

### 事業採択<sup>※1</sup>申請書

令和〇年度持続的生産強化対策事業のうち農作業安全総合対策推進（農作業安全に係る民間（推進）団体への支援）を実施したいので<sup>※1</sup>、持続的生産強化対策事業実施要領（令和4年4月1日付け3農産第3175号農林水産省農産局長通知）別紙8のⅢ第3の規定に基づき、関係書類を添えて（変更承認）<sup>※1</sup>申請する。

なお、事業実施計画に関する担当者は下記のとおり。

### 記

（担当者）  
所属・役職  
担当者氏名  
電話番号 平日9:00～17:00に連絡可能な電話番号を記載  
FAX番号  
Eメール

### 添付書類

- (1) 事業実施計画（別添8参考様式に沿って作成すること。）
- (2) 会社概要、定款（又は規約）、業務方法書など応募団体の活動の内容がわかる資料
- (3) 直近の総会資料（財務諸表を添付すること。）
- (4) 過去の農林水産省等の国庫補助事業の取組に関する資料（様式任意）
- (5) 必要な経費の配分について各費目の細目ごとに積算基礎等詳細に分かる資料（様式任意）
- (6) 実施計画書の記述内容を補完する資料、関係資料（様式任意、提出可能のもので可）
- (7) 添付書類のうち（2）（3）について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる

※1：重要な変更に伴う事業実施計画の変更承認申請を行う場合は、「採択」を「実施計画変更承認」と、「を実施したいので」を「の事業実施計画を変更したいので」と記載すること。

(別添8参考様式)

令和 年度持続的生産強化対策事業

農作業安全総合対策推進  
(農作業安全に係る民間(推進)団体への支援)  
事業実施計画

事業実施年度： 令和 年度

事業実施主体名：

第1 事業計画

1 実施スケジュール

項目	実施時期	実施内容
(1) 研修事例の収集・整理	月～ 月	
	月～ 月	
	月～ 月	
(2) 研修実施手法の展開・研修実施	月～ 月	
	月～ 月	
	月～ 月	

※適宜、行を追加して記入すること。

2 実施内容の詳細

項目	項目別の詳細	効果的な実施の観点からの創意工夫
(1) 研修事例の収集・整理	<想定する実施体制> <想定する事例の選定先候補・スケジュール> <想定する実施手法の整理方法> <助言を得る専門家>	
(2) 研修実施手法の展開・研修実施	<想定する実施体制> <想定するスケジュール> <想定する研修実施方法・内容>	

※適宜、行を追加して記入すること

第2 成果目標

成果目標	
事後評価の検証方法	

※公募要領における成果目標は遵守すること。

第3 実施体制

所属・役職名	氏名	業務分担	備考

※業務分担については、第1の事業計画と整合性をとること。

※適宜、行を追加して記入すること。

第4 経費の配分及び負担区分

区 分	費 目	事業に要する経費 (又は要した経費) (A) + (B) + (C)円	負 担 区 分			経費の内容及び内訳	備考
			国庫補助金(A)円	自己資金(B)円	その他(C)円		
(1) 研修事例の収集・整理							
(2) 研修実施手法の展開・研修 実施							
合 計							

※「費目」の欄には、本要領本体別表1の8(1)の補助対象経費の範囲の費目ごとに経費を分類し記入すること。

※「備考」の欄には、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」と記入すること。

※適宜、行を追加して記入すること。

第5 事業実施体制

申請者 (事業代表者)	氏名	
	所属機関	
	所属部署	
	職名	
	所在地	〒
	TEL	
	FAX	
	メールアドレス	
	過去の 類似事業の実績	実施時期及び概要を記入
関係機関との 連携体制 (フロー図等)	事業実施主体内の体制と関係機関との連携関係を記入	

(注) 事業実施体制が分かる図などの添付も可。

(参考)

専門用語の説明

用語	説明

(別添9)

番 号  
年 月 日

農林水産省農産局長 殿

所在地  
団体名  
代表者 氏 名

令和〇年度持続的生産強化対策事業のうち農作業安全総合対策推進  
(農作業安全に係る民間(推進)団体への支援)  
実施状況報告書兼自己評価報告書

持続的生産強化対策事業実施要領(令和4年4月1日付け3農産第3175号農林水産省農産局長通知)第6及び第7の規定により下記のとおり報告する。

記

第1 事業実施状況報告書

別添のとおり。(別添9参考様式に沿って作成すること。)

第2 自己評価

成果目標の達成状況	
その他事業の実施による効果	
実施に際し改善すべきと感じた事項	
総合評価	A : 計画以上の成果が見られる B : 計画どおりの成果が見られる C : 計画どおりの成果が見られない
総合所見	

(別添9参考様式)

令和 年度持続的生産強化対策事業

農作業安全総合対策推進  
(農作業安全に係る民間(推進)団体への支援)  
実施状況報告書

事業実施年度： 令和 年度 (業務完了日：令和 年 月 日)

事業実施主体名：

以下の点に留意しつつ、事業実施計画の様式に準じて作成すること

- ・「第1 事業計画」は、「第1 事業実績」として取組内容の全ての実績を記載すること
- ・「第2 成果目標」は、「第2 成果目標に対する実績」として目標及びそれに対する実績を併記すること
- ・「第3 実施体制」は、変更があった部分に下線を引くこと
- ・「第4 経費の配分及び負担区分」は、決算ベースで記載すること
- ・「第5 事業実施体制」は、変更があった部分に下線を引くこと
- ・事業成果に係るデータ等を添付すること

(別添10)

令和〇年度持続的生産強化対策事業のうち農作業安全総合対策推進  
(農作業安全に係る民間(推進)団体への支援)  
事業評価票

事業実施主体名		
事業費(円)	〇〇〇円(うち国費〇〇〇円)	
具体的な取組内容		
成果目標の達成状況	成果目標とそれに係る取組結果	達成状況
総合評価	A: 計画以上の成果が見られる	
	B: 計画どおりの成果が見られる	
	C: 計画どおりの成果が見られない	
総合所見		

<記載要領>

- 1 事業費は決算額を記入する。
- 2 総合評価欄には、評価観点ごとの所見欄を踏まえて、A、B又はCのいずれかに○を付ける。
- 3 総合所見欄には取組全体について総合的な所見を記載する。